

日時: 2009年8月28日 10:31

送信日時: 2009年8月28日 10:31

差出人: \_\_\_\_\_ .go.jp

宛先: nikkourouso@\_\_\_\_\_ .or.jp

件名: 地域協議会(タクシー新法)への参加要請について

日本自動車交通支部(日交タクシー支部)  
高橋 支部長 殿

平成21年8月24日付けで要請のありましたことについて、現在、協議会の立ち上げ準備に入る前の状態です。

法第8条にもありますように「タクシー運転手」からも構成員となってもらう予定としていますので、協議会の立ち上げ準備を進める際に貴支部へも参画を呼びかけることとしますので、その際はよろしくお願ひします。

【参考】

タクシー適正化・活性化特別措置法

第8条 特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第1項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

\*\*\*\*\*

国土交通省 東北運輸局 自動車交通部  
旅客第二課長

佐藤 幸彦

〒983-8573 仙台市宮城野区鉄砲町1番地

TEL 022-791-7530

FAX 022-299-0940

e-mail \_\_\_\_\_ .go.jp

\*\*\*\*\*